

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 電子帳簿保存法の施行

電子帳簿保存法が改正され2024年1月より電子取引データの保存が義務化されます。

<対象者>

個人事業主及び法人を問わず全ての事業主が対象者となり、電子取引で受領した電子データだけでなく、交付した電子データも保存の必要があります。

なお、従来通り紙で出力・受領・交付する国税関係帳簿又は国税関係書類の電子保存は義務化ではなく、任意適用となり、内容を区分すると下記のようになります。

保存する書類とデータ	内容	2024年1月～	保存方法
国税関係帳簿	・ 仕訳帳 ・ 総勘定元帳 ・ 補助簿 など	任意	・ 従来通り紙にて保存 or ・ 電子帳簿等保存 (電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存)
国税関係書類	決算関係書類 ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 棚卸表 など		
	取引関係書類 [自社で発行] ・ 契約書 ・ 請求書(控) ・ 領収書(控) など [取引先から受領] ・ 契約書 ・ 請求書 ・ 領収書 など		
電子取引データ	・ 電子メールで受領する請求書等のデータ ・ インターネットからダウンロードする請求書等データ ・ クラウドサービスで授受する請求書等データ ・ EDIシステムを利用した請求書等データなど	義務化	・ 電子取引データの保存 (電子的に授受した取引情報をデータで保存)

お見逃しなく！

- 電子取引データの保存にあたっては、下記3つの要件を満たす必要があります。
 - ① 真実性の確保 (訂正削除履歴が残るシステムを使用・訂正削除の防止に関する規程の作成等)
 - ② 可視性の確保 (システムの概要を備え付け、取引内容を画面に出力できること)
 - ③ 検索性の確保 (取引内容：日付・金額・取引先等を検索できること)
- 電子帳簿等保存及びスキャナ保存についても一定の保存要件が課されています。